

農業者の皆様へ

栗山町産業振興課

令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（融資主体型補助事業）の追加要望調査の実施について（地域タイプ：3割補助 上限300万円）

農林水産省より本事業の追加要望調査がありましたので、本事業を活用し、農業用機械等の導入等を予定している農業者の方は下記に基づき、**事前にJAそらち南営農振興課と協議の上**、下記書類の提出をお願いします。

記

1. 受付日 令和2年11月25日（水）10時～17時
令和2年11月26日（木） 9時～16時

※受付日時を調整しますので事前に電話受付をお願いします。

2. 提出書類 ①配分基準表該当項目の確認内容一覧
②農業経営の現状と今後の販売計画
③年間収支計画
④消費税チェックシート
⑤直近の決算書（R元年決算書）
⑥見積書・機械等のカタログ

上記①～④提出書類は、下記のURLからダウンロードをしてご使用ください。
栗山町HP「産業・しごと」→「令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援事業」
URL <http://town.kuriyama.hokkaido.jo/docs/2020111700031/>

3. 対象者 「適切な人・農地プランに位置付けられた中心的経営者」
「金融機関の融資を受けることが可能」
「配分基準ポイントの基準以上」
「成果目標を2つ以上設定し確実に達成できる」
「H29.4.1から現在まで経営面積が増えている」
上記のいずれも該当する方
※これまでの経営体育成交付金事業等で目標達成していない方、
目標年に達していない方や更新目的の機械等は対象といたしません。

4. 受付場所 栗山町役場産業振興課（3階）

5. 連絡先 町産業振興課農林業振興G（担当：丸山・本田）電話：73-7515

事業の概要 農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業機械・施設導入等を行う場合に、融資残額の範囲内で最大で取得価格の3/10以内または融資金額のいずれか低い額。

助成上限額 地域担い手育成支援タイプ 法人・個人 300万円

配分基準ポイント設定 地域担い手育成支援タイプ 「合計11点」

配分表

- ①付加価値額の拡大・収入総額－費用総額＋人件費＝付加価値額 最大13点
- ②経営面積の拡大・・・平成29年4月1日より現時点（R2.11.16）までに経営面積を拡大しており、さらに令和4年度まで拡大する。
（4ha以上3点、2ha以上2点、それ以下1点）
- ③経営管理の高度化・・・法人化している 2点
- ④新規就農・・・就農後5年以内の新規就農者 2点
（50歳までに就農したものについては2点加点）
- ⑤農業者の育成・・・農業研修生（国内で就農予定の者）を受け入れている。1点
（独立就農した場合1点加点）
- ⑥女性の取組・・・自ら経営を行っている女性農業者、法人の場合は代表者あるいは、役員・構成員のうち女性が過半数 3点
- ⑦グローバル産地計画との連携・・・グローバル産地計画承認されている 1点

留意事項

- ①本事業は、令和3年3月31日までに導入、支払完了することが必要です。
- ②本事業の対象となる農業機械・施設等については、取得価格が50万円以上（消耗品的なものや汎用性の高い機械等は対象外）で、残存耐用年数がおおむね5年以上20年以下（中古の場合は2年以上）であること、また、経営体の経営改善に関する目標等に直結することが必要です。
- ③見積り徴収又は入札を3社以上で実施する必要があります。
- ④必ず資金融資が可能かどうか、金融機関に確認をしてください。

※配点ポイントの詳細は、栗山町ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いします。

栗山町HP「産業・しごと」→「令和2年度強い農業・担い手づくり総合支援事業」
URL <http://town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2020111700031/>